

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日

特定事業主名： 総務省

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	76.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.5	%
全職員	73.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
指定職相当	97.9	%
本省課室長相当職	92.2	%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.4	%
係長相当職	91.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	89.7	%
31～35年	81.6	%
26～30年	81.7	%
21～25年	82.9	%
16～20年	77.6	%
11～15年	84.7	%
6～10年	89.9	%
1～5年	83.6	%

【説明欄】

- ・ 世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は94.4%、住居手当の受給者に占める男性の割合は70.8%である。
- ・ 一人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は73.9%であるが、職員の配置、超過勤務の状況などにおいて差異が生じ得る。
- ・ 上記で取り上げた要因のほか、育児短時間勤務の短縮時間分の給与の減額について女性の方が多いことなどが考えられる。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。